

石油貯蔵施設立地対策等交付金

★石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設が立地する区域において、県又は市町村等が行う公共施設の整備に要する費用に本交付金を交付しています。

◆交付金の目的

・石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

◆交付金の限度額

・当該市町村に存する石油貯蔵施設(新增設にあつては、一基当たり石油6万kl以上、LPG3万t以上、既設にあつては、一市町村当たり石油、LPG合計量10万kl以上)の貯蔵量に応じ、交付規則に定められた単価と係数を乗じた額となっている。

◆交付対象者

・当該石油貯蔵施設の所在する市町村及び周辺市町村(都道府県経由の間接交付金)、これらの市町村の存する都道府県

◆交付対象施設

新 増 設	既 設
①道路 ②港湾 ③漁港 ④都市公園 ⑤水道 ⑥スポーツ又はレクリエーションに関する施設 ⑦通信施設 ⑧環境衛生施設 ⑨教育文化施設 ⑩医療施設 ⑪社会福祉施設 ⑫国土保全施設 ⑬消防に関する施設 ⑭農林水産業に係る共同利用施設 ⑮商工業その他の産業(農林水産業を除く。)に係る共同利用施設	
配分(原則として) 当該市町村:周辺市町村:都道府県=4:4:2	配分(原則として) 当該市町村:周辺市町村+都道府県=7:3

(出典:経済産業省・中部経済産業局ホームページ)